

特記仕様書

別紙 1

(仕様書の添付省略)

第1条 安城市工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、標準仕様書は愛知県建設部発行土木工事標準仕様書を準用し添付を省略する。

(施工条件の明示)

第2条 下記項目のうち明示事項■印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。

なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目		明 示 事 項		制 約 条 件 等				
Ⅰ	工法関係	☐	工法指定	工法				
				指定理由				
Ⅱ	工程関係	☒	関連工事	工事内容	荒曾根公園敷地造成工事			
				発注機関	安城市 公園緑地課			
				請負者	ヤスキ建設(株)			
				施工予定期間	～平成25年1月下旬			
		☐	施工の制限	施工内容				
				時期・時間				
				施工方法				
				工事の抑制期間				
Ⅲ	用地関係	☐	補償物件撤去まで 着工制限	区間				
				着工予定時期				
		☐	借地	場所				
				時期・時間				
				使用条件				
				復旧方法				
				借地料				
Ⅳ	公害関係 環境対策 関係	☒	公害防止のため の指定	施工方法				
				建設機械・設備	低騒音・低振動型建設機械の使用			
				作業時間等				
		☐	水替・流入防止施設 濁水・湧水処理対策	施設の内容				
				設置期間・処理条件				
		☐	事業損失防止 調査	事前・事後調査の区分				
				調査時期・方法				
				調査範囲				
				調査項目				
		☐	六価クロム溶出 試験	対象工種・工法				
				試験実施段階・検体数				
Ⅴ	安全対策 関係	☐	鉄道等の近接 作業制限	近接する施設				
				施工方法				
				作業時間制限				
		☐	交通誘導員等の 配置	配置人員		作業時間帯		
				交替要員		期間		
				有資格者配置	公安委員会の検定合格者（A）及び資格者以外（B）配置			
Ⅵ	工事用道路 関係	☐	一般道路(搬入路) の使用制限	搬入経路指定				
				時間帯制限				
		☐	一般道路の占用	片側・全面・時間制限				
Ⅶ	工事用道路 関係	☐	仮道路の設置	安全施設等の設置内容		安全施設等の期間		
				工事終了後の処置		維持補修の内容		
Ⅷ	仮設備関係	☐	仮設物の指定又は 一部指定	工種				
		☐	仮設物の引渡し・ 引継ぎ	仮設物の内容				
				期間・時期・条件				
		☐	仮設備の構造等	仮設備の構造				
				施工方法・設計条件				
Ⅸ	建設副産物 関係	☒	建設発生土の利用	搬入元	現場内利用	数量	415m ³	
				土質区分		運搬距離		
				土質改良		仮置		
			☒	建設発生土の搬出	搬出先	油ヶ淵水辺公園建設地	数量	98.8m ³
					土質区分		運搬距離	L = 12Km以内
					土壌調査		その他	
		☐	建設廃棄物の処理	廃棄物の種類		数量		
				処理施設の名称		運搬距離		
				その他				
				廃棄物の種類		数量		
				処理施設の名称		運搬距離		
				その他				

X	工事支障物等	☐	占用支障物件	物件名			
				管理者（所有者）			
				支障物件の位置			
				移設時期			
				工事方法・保護方法			
		☐	新設占用物件と重複工事	物件名			
X I	薬液注入関係	☐	施工、管理方法	工法区分		注入材料	
				注入量		施工範囲	
				その他			
X II	その他	☐	現場発生品	品名・規格等		数量	
				納入場所		運搬距離	
				再使用の有無			
		☐	支給品及び貸与品	品名・規格等		数量	
				引渡場所			
		☐	部分使用	使用箇所		使用時期	
使用目的							

（予定週工程表の提出）

第3条 工期が2週間以上にわたる場合は予定週工程表を提出するものとする。

（使用機械の選定）

第4条 設計書に明示された機種及び規格（指定機械は除く）は標準的な仕様であり、使用機械選定については監督員とよく打合せをして選定すること。

2 使用する機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」の別表－1の認定を受けた機械を使用すること。

（環境保全の配慮）

第5条 低騒音、低振動型建設機械の使用に努め、周辺地域への環境保全に配慮すること。

（建設リサイクル法）

第6条 請負契約金額100万円以上の場合は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104条）に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事となるので、適正に手続きを行うこと。

（コリンズの登録）

第7条 請負契約金額500万円以上の場合コリンズ（CORINS）に適正に登録すること。

（リサイクル資材の活用）

第8条 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用拡大に努めること。

（施工計画書）

第9条 受注者は、施工計画書の作成にあたり、省略する項目について監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

（履行報告）

第10条 受注者は、履行報告の提出に際し、現場状況のわかる写真を添付しなければならない。

（電子納品）

第11条 電子納品の対象及び電子情報の作成に係る基準は別に定める安城市電子納品運用手順書（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。その他疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

（県産品の優先使用）

第12条 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には県内産品の優先使用に努めるものとする。

第13条 本工事で設置する工事看板（道路工事保安施設設置基準（案）の保安施設標準様式図に示す表示板（記号⑥））は、間伐を使用した「あいくる材」とする。ただし供給状況により、これによりがたい場合は、別途協議するものとする。

第14条 建築施設に関わる申請を適正に行うこと。